



2019年10月2日

各 位

会 社 名 株式会社ファーマフーズ
 代 表 者 名 代表取締役社長 金 武 祐
 コード番号 2 9 2 9 (東証第二部)
 問 合 せ 先 常務取締役 青 笹 正 義
 管 理 部 部 長
 T E L 0 7 5 - 3 9 4 - 8 6 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年10月2日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年10月24日開催予定の第22期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

① 事業目的の追加

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

② 責任限定契約の新設

非業務執行取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有為な人材の招聘を継続的に行うことができるよう非業務執行取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任限定契約）及び第41条（監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ 文言の追加、修正、条数の繰り下げ

上記条文の新設に伴う条数の繰り下げ、表現の明確化、文言の整理その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>カテキン、ポリフェノール類等を主成分とする健康食品の製造</u>	(目的) 第2条 (現行どおり) (1) <u>各種アミノ酸類、有用タンパク質、その他各種機能性食品素材、その原材料、副産物及び関連製品の研究開発、製造、販売及び輸出入</u>

現 行 定 款	変 更 案
(2) 健康食品の販売及び輸出入	(2) 健康食品の <u>製造</u> 、販売及び輸出入
(3) (条文省略)	(3) (現行どおり)
(4) (条文省略)	(4) (現行どおり)
(5) 医薬品、医薬部外品、医療用機械器具及び材料の製造、販売及び輸入	(5) 医薬品、医薬部外品、医療用機械器具及び材料の製造、販売及び <u>輸出入</u>
(6) <u>飲食店の経営</u>	(6) <u>検査薬・試薬・診断薬・医薬の開発、製造、販売及び輸出入</u>
(7) <u>食料品及び酒類の販売</u>	(7) <u>動物用飼料、動物用飼料添加物、動物用の検査薬・診断薬・医薬等の開発、製造及び販売</u>
(8) <u>ポリクローナル抗体、モノクローナル抗体等を用いた検査薬・試薬・診断薬・医薬の開発、製造及び販売</u>	(8) <u>受託研究、受託製造及び販売</u>
(9) <u>前号に基づく受託研究、受託製造及び販売</u>	(9) <u>飲食店の経営</u>
(10) <u>有用タンパク質の開発、製造及び販売</u>	(10) <u>食品加工及び食品加工施設のコンサルティング業務</u>
(11) <u>動物用飼料、動物用飼料添加物、動物用の検査薬・診断薬・医薬等の開発、製造及び販売</u>	(11) 健康・美容等に関する日用品雑貨の <u>販売及び輸出入</u>
(12) <u>食品加工及び食品加工施設のコンサルタント</u>	(12) <u>包装資材の販売及び輸出入</u>
(13) (条文省略)	(13) (現行どおり)
(14) <u>包装資材の販売及び輸出入</u>	(14) <u>インターネットその他の通信を利用した通信販売業</u>
(15) <u>健康・美容等に関する日用品雑貨の販売及び輸出入</u>	(15) <u>コンピュータソフトウェアの開発及び販売</u>
(16) <u>前各号に付帯する一切の事業</u>	(16) <u>広告代理業</u>
(新設)	(17) <u>通信販売事業に関する企業コンサルティング業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(18) ウェブサイトの企画及び制作</u>
(新設)	<u>(19) 企業活動に伴う広報活動の受託</u>
(新設)	<u>(20) 情報処理、研究開発サービス及び情報提供サービスの受託</u>
	<u>(21) 前各号に付帯する一切の事業</u>
<p>第8条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>	<p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により</u>、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>
<p>第9条 (条文省略)</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載もしくは記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p>	<p>(株式取扱規則)</p>
<p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は</u>、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>もしくは記録その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続き等については</u>、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載<u>または表示</u>をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載<u>又は表示</u>をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の決議によつて、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は</u>、取締役会の決議によつて、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち<u>最後</u>のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第35条 (条文省略) (新設)</p> <p>第36条～第39条 (条文省略) (新設)</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち<u>最終</u>のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、<u>における当該監査役の任期</u>は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、<u>その決議によって</u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第41条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第42条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役会</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第46条～第49条 (現行どおり)</p>

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日	2019年10月24日（木）
定款変更の効力発生日	2019年10月24日（木）